

新豊川市民病院病院棟新築工事総合評価落札方式入札試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、豊川市民病院が発注する新豊川市民病院病院棟新築工事（病院棟の新築工事の範囲は、別紙の図のとおりとする。）において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する価格及び市内企業の活用度などの価格以外の要素を総合的に評価して落札者として決定する地元企業活用型総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札を試行するにあたり必要な事項を定める。

(総合評価落札方式によることの適否)

第2条 豊川市病院事業管理者（以下「事業管理者」という。）は、総合評価落札方式を行う場合には、あらかじめ、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の規定により、2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の学識経験者への意見聴取は、愛知県建設部総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）で行うものとする。

(入札参加資格等の公告・掲示・通知)

第3条 総合評価落札方式を行う場合には、政令第167条の6に規定する事項のほか、次に掲げる事項を公告する。

- (1) 総合評価落札方式（簡易型）による一般競争入札を行う旨
- (2) 総合評価落札方式による落札者決定基準
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、事業管理者が必要と認める事項

2 総合評価落札方式を行う場合の入札参加資格には、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第11条に規定する競争参加者の技術的能力の審査が適正に行われるように、当該入札に参加しようとする者について工事の経験、施工実績の評価、当該工事に配置が予定される技術者の工事経験その他の技術的能力に関する要件等を含ませるものとする。

(入札説明書)

第4条 病院建設室は、総合評価落札方式を行う場合には、入札説明書を作成し、入札の公告と同時に明示するものとする。

(落札者決定基準)

第5条 総合評価落札方式を行う場合には、落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法及びその他の基準を定めるものとする。
- 3 落札者決定基準を定めようとするときには、委員会の意見を聴取し、その意見を基に豊川市入札等審査委員会（以下「審査会」という。）の議を経て、市長と協議した後、事業管理者が決定するものとする。

（評価の基準）

第6条 評価基準は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる留意点を考慮して定めるものとする。

- (1) 対象工事の目的及び内容により必要となる評価項目を設定すること。
- (2) 標準点 100点とすること。
- (3) 加算点 各評価項目において施工計画に関する提案、企業の施工実績、配置予定技術者の施工実績及び市内企業の活用度の内容に応じて付与した得点の合計とすること。
- (4) 得点配分 各評価項目に必要性及び重要性の度合いに応じて定めること。
- (5) 得点合計 各評価項目に設定した加算点の合計は、最大50点とする。
- (6) 技術評価点 標準点に加算点を加えて得た数値とすること。

（評価の方法）

第7条 評価は、技術評価点を当該入札者の入札価格で除した上、1億を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点（100点）＋ 加算点

評価値＝技術評価点÷入札価格×100,000,000

（施工計画等の技術提案の評価）

第8条 施工計画等の技術提案の評価は、委員会の意見を聴取し、その意見を基に審査会の議を経て、市長と協議した後、事業管理者が決定するものとする。

（入札参加資格の通知）

第9条 事業管理者は、入札参加資格の要件を満たしている者については、一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認通知書により通知を行うものとする。

- 2 確認の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、事業管理者は、その理由を付した一般競争入札（総合評価落札方式）参加資格確認通知書により、入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(入札参加資格に対する説明等)

第10条 前条第2項の規定により、入札に参加することを認められない旨の通知を受けた者は、事業管理者に対し通知を受けとった日から5日（豊川市病院事業職員就業規則第10条に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に説明を求めることができるものとする。この場合においては、書面（様式自由）を持参することにより行うものとする。

2 事業管理者は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、当該書面の提出期限の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第11条 次の各要件に該当する者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、第8条に規定する委員会の意見の聴取において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が付された場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

(1) 入札価格が予定価格と最低制限価格の範囲内にあること。

(2) 技術的要件をすべて満たしていること。

(落札者の公表等)

第12条 前条により落札者を決定したときは、当該入札に参加した者にその旨を通知するとともに評価値等の評価結果を併せて通知するものとする。

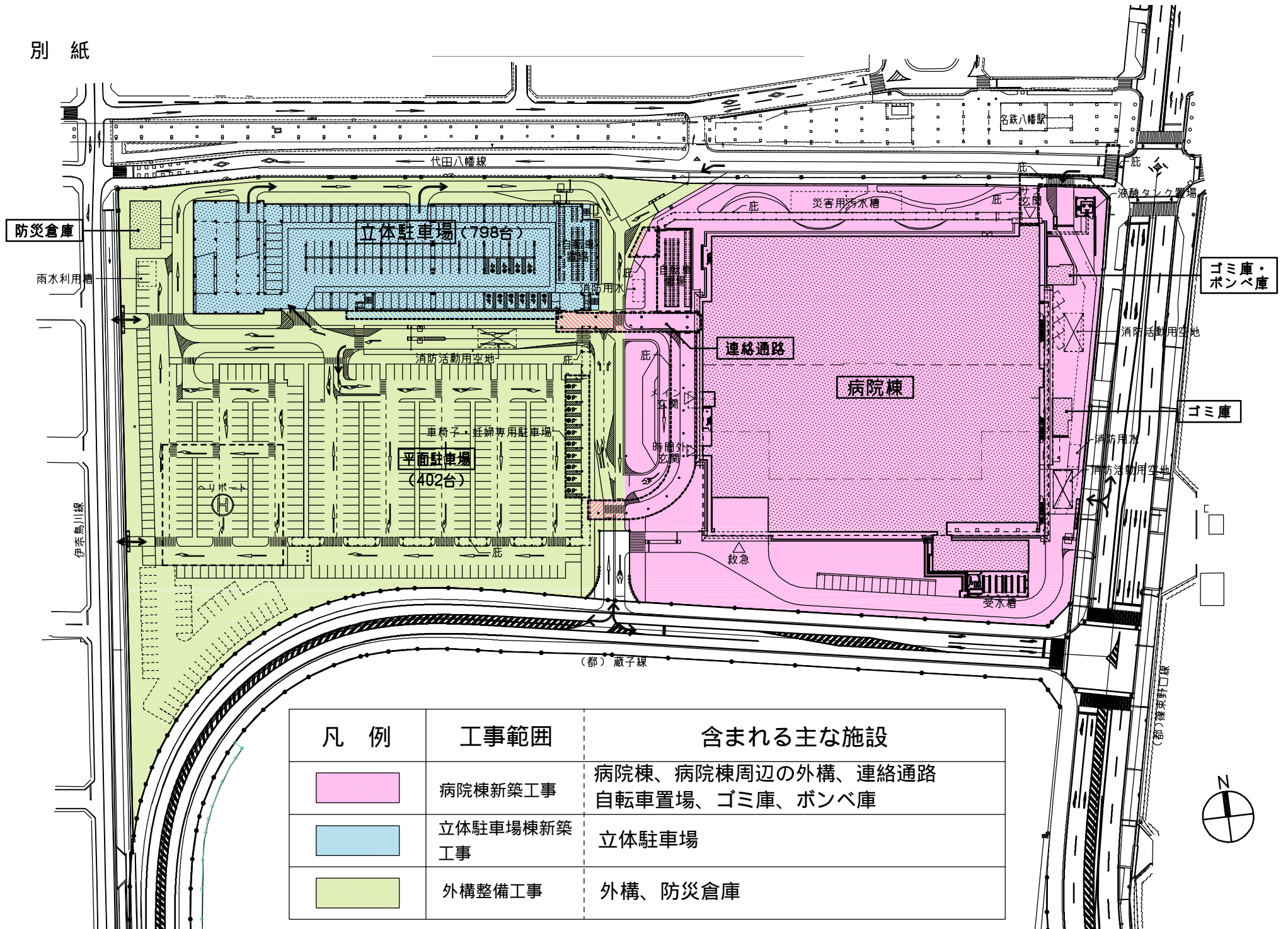
2 前項の通知は、豊川市民病院のホームページに入札結果として掲載する方法により当該入札参加者に通知できるものとするとともに、病院建設室において閲覧に供するものとする。




(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は事業管理者が定める。

附 則

この要領は、平成23年 1月 7日から施行する。



凡例	工事範囲	含まれる主な施設
	病院棟新築工事	病院棟、病院棟周辺の外構、連絡通路 自転車置場、ゴミ庫、ポンベ庫
	立体駐車場棟新築工事	立体駐車場
	外構整備工事	外構、防災倉庫

